

前橋地方裁判所委員会（第34回）議事概要

第1 日時 平成30年11月9日（金）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所 前橋地方裁判所裁判員候補者室

第3 出席者（委員・五十音順，敬称略）

（委員）

阿部和也，伊藤大介，大矢一，岡崎朋美，小淵喜代治，片山巖，鈴木秀行（説明者），
塚越貴之，橋爪健，平木正洋（委員長），渡邊和義

（説明者）

國井恒志前橋地裁刑事部部総括判事，佐藤豊前橋地裁刑事部裁判員調整官

（庶務等）

前橋地裁事務局長，同刑事首席書記官，同事務局次長，同刑事次席書記官，同総務課長，
同総務課課長補佐，同総務課庶務係長

第4 議題

「裁判員裁判の現状と課題」

第5 議事等

1 開会

2 裁判員裁判の現状と課題について

- (1) 鈴木委員から，裁判員裁判の現状と課題について説明があった。
- (2) 佐藤調整官が，裁判員候補者選任手続の実演を行った。
- (3) 國井部総括判事から，裁判員の安全確保策について説明があった（委員は，所持品検査の実演及び法廷等の設備の見学を行った。）。

(4) 意見交換

委員長

それでは，委員の皆様から裁判員候補者の辞退率の上昇という問題を改善していくために，裁判所としてどのような取組をしていくべきかなどについて御意見をいただきたいと思ひます。

辞退を希望される理由として仕事上の理由というのが多かったと思ひます。仕事と言ってもさまざまなものがあり，事業によって，季節によって，差支えの事情が異なると思ひます。さまざまな組織に所属されている委員の皆様から，こういったところに裁判所が配

慮してくれると参加しやすい、こういった事情はもう少し考慮してほしい、こういった工夫をすれば辞退率が下がる可能性があるのではないかといった意見をお聞かせいただけますでしょうか。

委員

大企業と中小企業とを比較したら、中小企業の方が少ない人数でやっているの、やりくりしにくいところが多いと思います。

委員長

比較的大きな企業では、裁判員制度に対しての協力ということで、特別休暇の制度を設けておられるところが増えてきているのかなと思います。群馬県の企業につきましても、このような制度がより広がっていけば、参加しやすくなるのではないかと思います。

先ほど裁判員調整官から説明がありましたが、裁判員候補者への呼出状に、雇い主や上司に見ていただくための文書を同封しています。経営者サイドの御理解が、従業員が参加する上で非常に大きいところがあるので、経営者の方に理解を広げていただくような御協力をいただけたら大変ありがたいと思っています。

裁判員制度は、来年の5月で10周年を迎えます。節目の一つということで、裁判所としても、特に広報に力を入れていきたいと思っております。その際はぜひ皆様の御協力を得て、例えば、商工会議所連合会に出向かせていただいて、制度について説明をさせていただき、御協力をお願いする機会を与えていただければ嬉しいと思っています。その際には、こういったところに裁判所が配慮すれば少しでも参加しやすくなるのかという御意見もお聞かせ願えればと思っております。

新聞社の記者は、裁判員に選ばれても参加できないということが多いのでしょうか。

委員

新聞社でも、働き方改革の関係で、ここ一、二年で働き方が劇的に変わりました。新聞記者のほとんどが週休2日です。長時間労働も一部社会部等がありますが、寝る間もなく働くということはなくなっています。裁判員に選任された場合は、良い機会だからということで快く送り出したいと思っています。

非正規雇用や中小企業の方は、休暇が取りづらい環境にあらうかと思えます。これは、前橋地裁だけの話ではなく、全国的なもので、法改正も必要だと思っています。これだけ辞退率が上がってきているのであれば、休日や夜間の開廷というのも一度議論されてみてはいかがかなと思います。裁判所もサービス業ととらえた場合に、平日の10時から5時までしか

やりませんというのは少しおかしいのかなという気もしますので、御検討いただければと思います。また、裁判員制度10周年に合わせた広報については、前橋地裁管内の辞退率が全国で一番少なくなるよう、上毛新聞としても最大限協力したいと思います。

委員長

ありがとうございます。

裁判員を経験された方は、やる前はいろいろな不安があったが、実際に経験してみると非常に良かったと言ってくれる方が多いので、経験者の声をお伝えするといった広報が非常に重要であると思っています。

裁判官が、会社、団体、学校等を訪問し、裁判員制度の説明をさせていただく出前講義というのがありますが、その際、裁判員経験者の方にも同行していただき、御自身の経験や感想を語っていただくことも大変効果的なので、広報活動の一環として実践しています。一度に説明を聞いていただく人数は多くても100人程度なので、地道に努力を続けているところです。

もう少し大きな効果を得るためには、新聞、テレビ、ラジオなどのメディアにも御協力いただき、視聴者や購読者に働きかける広報活動も視野に入れる必要があると考えているところです。

ところで、ここ十数年で、女性の勤労者の方も増えてきましたが、裁判員制度への参加について、女性は男性とは異なる不安を抱えているものなのでしょうか、そうであれば、どのようなアプローチが効果的でしょうか。

委員

まず、事業主の理解を深めていただくことが重要だと思います。女性の方が、男性よりも介護や育児の負担が多く、そのために取得する休暇に加えて裁判員制度への参加で休暇を取得するとなると、目に見えない圧力がかかることがあると思います。

裁判員制度が始まったときは、裁判所からも出張してもらったりして、いろいろな勉強会がありました。しかし、正直言って今は関心が薄れています。だから、もう一度、周知するということからやらないといけないと思います。あと、若年層への教育の一環としてこのテーマを入れていただく必要があると思います。例えば、道徳の時間やホームルームの時間に裁判員制度について定期的にみんなで話し合うことも効果的だと思います。定期的に継続してやれるようなカリキュラムを作っていただくよう教育委員会に要望したことがありました。

また、裁判員制度への参加は、社会の一員としての義務であるという位置づけをしておけば、会社内のやりくりももう少ししやすくなるのではないかと思います。事業主の意識にもよるかもしれませんが、社会貢献の意識を事業主が持っているか否かで、大企業か中小企業かを問わず、参加率も変わってくると思います。

あとは、参加すれば報酬が出ますので、事業主に対しても何らかの補助が出るとか、有給休暇も実際は取得しない人が多いので、裁判員制度への参加と連携させるとかといったことも考えられるのではないのでしょうか。

委員長

法教育の重要性について御意見がありました。裁判所からどのようなアプローチが考えられるのでしょうか。

委員

10年前はもっと熱心に裁判員制度に取り組んでいたのですが、そのうち、選挙権が18歳に引き下げられてからは、主権者教育に重点が置かれるようになっていきました。いろいろ伝えることが多くなってきてしまい、一つ一つが薄くなってしまって、生徒はわかりづらく感じているのではないかと思います。

法教育自体は実際もやっており、教科書にも裁判員制度やその仕組みに関してはかなり手厚く掲載され、資料も生徒に配布していますが、なかなか根づかないところがあります。

委員長

法教育は、法務省でも力を入れておられるところだと思いますが、検察庁ではどのような取組をされていますか。

委員

検察庁でも模擬裁判の指導や検察庁の庁舎見学などもやっていますので、ぜひ、要望があれば言っていただければと思います。

裁判員を辞退する理由として、仕事を理由としている方が多いということですが、なんとなく行きたくないと思っている方も相当数いらっしゃると思います。だから、本当に仕事が理由で参加できないのかという点を見極める必要があると思います。呼出状に同封している事業主・上司宛ての文書を事業主等に見せて理解を求められる人は、おそらく事業主も本人も参加に理解がある人のように思います。

ところで、裁判員候補者の辞退率の上昇の問題点の一つとして、裁判日数の点もあるかと思っています。検察庁からのお願いなのですが、特に性犯罪の被害者の証人尋問について、

事案によっては検察官も弁護人も調書には同意しており、むしろ、双方とも、二次被害の観点から被害者を出廷させたくないと主張しているにもかかわらず、裁判員が退屈するから、集中できないからという理由で、証人尋問を実施するという裁判所があると聞いています。前橋地裁ではありません。これは裁判員に対しても失礼ですし、裁判日数がかさむことにもなります。

委員長

裁判員が退屈するからという理由で被害者の証人尋問を実施する裁判官はあまりいないのかなと思います。他方、裁判員経験者の声を聞きますと、被害者の語っていることが真実なのかということを確認したいという思いがあるのは事実のようです。審理に要する時間や手続など、適切な裁判員裁判になるようにこれからも考えていきたいと思えます。

弁護士会ではどのような取組をされていますか。

委員

10年前であれば、裁判員裁判に注力できたと思うのですが、最近は消費者教育などにも焦点がいており、なかなか若い頃から裁判員裁判についての意識を醸成させることが難しい状況です。やはり地道な努力が必要かなと思います。

辞退率についてなのですが、裁判員制度はあくまでもボランティア精神の上に成り立っている制度だと思いますので、その点からすると、30パーセントの国民が辞退しないで参加するという事は、ある意味まだまだ日本社会も健全ではないかと思えます。

辞退率を下げていくには、特効薬や抜本的な解決策はないので、長期的に地道に、広報活動や法教育を進めて、国民のボランティア精神を高めることが必要なのではないかと思えます。

委員長

辞退率は上昇傾向にあるのですが、辞退率が上昇すると困る面が2つありまして、1つは、裁判員候補者の数が足りず、選任手続ができなくなる事、もう一つは、選任手続も裁判員裁判もできるが、裁判員の属性が国民一般の属性からすると偏っており、国民の縮図、国民の代表とは言えなくなるということです。

まず、現時点で、選任手続ができなくなるという状態にはありません。

2つ目の属性の偏りについてですが、制度が始まった平成21年から現在に至るまで一貫して国勢調査とほぼ同様の分布を示しております。

ただ、上昇傾向が続いているので、何か取組をしていかなければと考えています。

先ほど御意見が出た、事業主への働きかけの方法としては、どのようなことが考えられますか。

委員

ロータリークラブや商工会議所で勉強会を開くことが考えられます。ただ、商工会議所連合会で勉強会をやるとしても、それぞれの商工会議所の会頭に参加してもらうくらいになってしまい、大人数に対して説明するという点では効果が薄いように思います。他には、毎月発行する広報紙を利用することなどが考えられそうです。

委員

女性団体連合協議会であれば、裁判所で資料をそろえていただければ、25団体に配布するお手伝いはできると思います。

委員長

裁判所としては、10周年ということだけでなく、永続的に広報活動を行っていきたいと考えています。団体の幹部会議に出席させていただける機会が得られれば、説明や参加へのお願いをさせていただきたいと思います。また、裁判員制度に対する不安を取り除き、関心を高めていただくための働きかけや周知を引き続き検討していかなければならないと考えています。

説明者

学校の先生が裁判員に選任されても、忙しくて参加できないということを聞くのですが、先生が裁判員裁判を経験していただき、その経験を生徒に語ってもらうのは、大変効果があると考えているので、御協力いただきたいと思います。教育委員会や校長先生の御理解が不可欠かと思しますので、よろしくお願いします。

委員

辞退の理由なのですが、一番の理由は私にできるのだろうかという不安なのではないでしょうか。経験してみたらよかったという方が多いというお話でしたので、その点も広報していくべきだと思います。

委員長

法律の素人にはできないのではないかという不安を述べられる方が多いのですが、実際に経験した方は、法廷での審理はわかりやすかった、評議で十分に意見が言えたという方が多いのです。アンケートの結果などを示すなどして、この点も伝えていきたいと思っています。

6 次回のテーマについて

次回のテーマは、「裁判员裁判の広報活動（仮称）」とされた。

7 次回の開催期日について

平成31年6月6日（木）午後1時30分